

《有料老人ホームの届出に関するQ&A》

1 提供するサービス

Q1	食事は朝夕2食のみの提供だが、有料老人ホームに該当するか？
答	老人を入居させ、1食でも食事を提供する事業を行っている場合は、有料老人ホームに該当する。

Q2	洗濯や掃除等の家事を行っているが、食事の提供はしていない。有料老人ホームに該当するか？
答	老人を入居させ、①入浴、排泄、食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかのサービスを提供する事業を行っている場合は、有料老人ホームに該当する。

Q3	管理人が入居者の安否確認を行っているが、有料老人ホームに該当するか？
答	単に見守りや声かけなどの安否確認を行っているだけでは、有料老人ホームには該当しない。

2 その他

Q1	サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているが、有料老人ホームの届出も必要か？
答	必要ない。

Q2	建築基準法や消防法に基づく検査は、有料老人ホームではなく共同住宅として受けているが、有料老人ホームの届出は必要か？
答	老人を入居させ、食事の提供や介護等の提供を行う事業を行っていれば、老人福祉法による有料老人ホームの届出が必要

Q3	親族や友人等の居宅において介護等を受けているが、有料老人ホームの届出は必要か？
答	介護等サービスの提供が、事業としてではなく、扶養義務者など親族からの扶養や友人関係にある者からの扶養に準じた世話により行われている場合は、届出は要しないものとする。

Q4	企業の社員寮等において、高齢の社員も入居し、食事の提供を受けているが、有料老人ホームの届出は必要か？
答	介護等サービスの提供が事業としてではなく、社員に対する福利厚生として行われている場合は、届出は要しないものとする。なお、社員寮等の寄宿舎については労働基準法による届出が必要

Q5	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「無料低額宿泊事業」である場合は、有料老人ホームの届出は必要か？
答	「無料低額宿泊事業」として社会福祉法第69条第1項の規定により届出がなされるべきものであり、有料老人ホームとしての届出は要しないものとする。